

【ご契約のしおり・約款】 はじめに

→ この「ご契約のしおり・約款」をご覧ください

この冊子の内容は、次の2つの部分に分かれています。



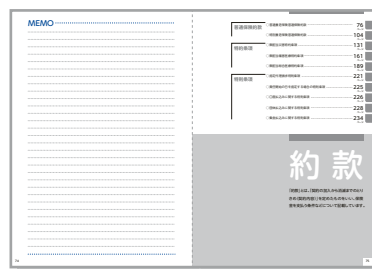
●ご契約のしおり



▶ 10～74ページ

契約内容(約款)のなかでも、ぜひ知っておいていただきたい重要な事項をわかりやすく説明しています。詳細は約款をご覧ください。

●約 款



▶ 75～236ページ

「契約の加入から消滅までのとりきめ(契約内容)」を定めたものをいい、保険金を支払う条件などについて記載しています。

この冊子は、このようにお使いいただくと便利です。

本冊子「ご契約のしおり」では、お客さまの契約に関する重要なお知らせを掲載しております。下記の点を参考に、本冊子をお読みください。

目的からページを探したい

引っ越ししたんだけど、どうすればいいの？

目的別もくじ 8～9ページ

? わからないことばがある

失効？約款？何のことだろう

用語解説 238～240ページ

この冊子の記載内容は、将来の制度改正などにより変更することがあります。不明な点がありましたら、その時点での最新の取り扱いを案内しますので、「問い合わせ窓口」242ページにお問い合わせください。

にあたって

「ご契約のしおり」本文の見かた

(注)この見本はイメージです。実際の表記とは異なる場合があります。

欄外のマークについて
マークには、以下のようなものがあります。

約款参照
普通養老約款【第16～18条】、特別養老約款【第15～17条】、総医【第18～20条】

①しおり13P参照
「当社の商品を取り扱う生命保険募集人」

②しおり17P参照
「契約の保障(責任)の開始」

3 健康状態などの告知

申し込みのときには、「健康状態」などについて、正しく告知してください。

▶1 告知

- 生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。初めから健康状態の良くない方などが契約すると、保険料負担の公平性が保たれなくなり、ご契約者や被保険者には公平性を保つためのルールとして「告知義務」があります。
- 契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名、治療期間など)、現在の健康状態や身体の障がいの状態などに関して、当社が「質問表(告知書)」で尋ねる事項について、事実をありのままに正しく記入(告知)していただく必要があります。

正しく告知をしないと…

⚠️ ご注意

- 当社の商品を取り扱う生命保険募集人(郵便局や当社の支店の社員)には告知受領権がないため、口頭で伝えても当社に告知したことはありません。

▶2 告知義務違反による解除

- 当社に告知する内容は「質問表(告知書)」に記載されています。
- もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始の日(2)(復活のときは復活日。以下同じ。)を含めて2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として基本契約または特約を解除することがあります。
- 責任開始の日を含めて2年を経過していても、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に発生していたときは、基本契約または特約を解除することがあります。この場合、原則として保険金の支払いや保険料の払込免除を行うことはできません。
- 当社は、すでに保険金を支払ったときには、その返還を請求し、すでに保険料の払込免除をしたときには、その払込免除を取り消し、保険料の払い込みを請求します。
- 基本契約または特約を解除したときに、返戻金があれば、ご契約者に支払います。

「もくじ」にある項目がタイトルになっています。

そのページの記載内容を簡単にまとめたものです。

特に注意していただきたい事項を説明しています。

さらに項目分けしたタイトルです。

特約の名称について

「ご契約のしおり」本文の欄外では、特約の名称を以下のとおり【略称】で表示しています。

特約の名称	略称
無配当災害特約	災害
無配当傷害医療特約	傷医
無配当総合医療特約	総医

もくじ

ご契約のしおり部分

・目的別もくじ	8ページ
・用語解説	238ページ
・問い合わせ窓口	242ページ

契約に際して

1 当社と郵便局との関係	10ページ
2 生命保険募集人と契約の成立	11ページ
3 健康状態などの告知	12ページ
4 保険金の加入限度額	14ページ
5 契約の保障(責任)の開始と契約日	15ページ
保障(責任)開始の日を指定する場合の特則	16ページ
6 クーリング・オフ制度	17ページ
7 現在の契約の解約・減額を前提とした、 新たな契約の申し込みを検討されているお客さまへ	19ページ
8 当社からの契約内容などの確認	19ページ
9 申し込み手続きの際の注意点	20ページ

特長としくみ

1 普通養老保険(新フリープラン)(新フリープラン(短期払込型))	22ページ
2 特別養老保険(新フリープラン(2.5・10倍保障型))	24ページ

保険金などの請求

1 保険金の請求方法	26ページ
満期保険金の請求時の便利な取り扱い	28ページ
指定代理請求制度	29ページ
2 基本契約の保障内容	
1. 普通養老保険(新フリープラン)(新フリープラン(短期払込型))	31ページ
2. 特別養老保険(新フリープラン(2.5・10倍保障型))	32ページ
3 特約の保障内容	
1. 特約の共通事項	33ページ
2. 無配当傷害医療特約の保障内容	37ページ
3. 無配当総合医療特約の保障内容	38ページ
4. 無配当災害特約の保障内容	40ページ
4 保険金などを支払いできない場合	42ページ
5 保険金を支払うことができる事例と支払うできない事例	48ページ

保険料の払い込み

1 保険料の払込方法	54ページ
2 保険料の前納払込み	55ページ
3 保険料の払込猶予期間と契約の解除・失効	56ページ

保険料の払い込み	4 契約の復活	58
	5 保険料の払い込みが難しい場合	59
契約後の取り扱い	1 住所などの変更に伴う各種手続き	60
	2 契約者貸付制度	61
	3 契約者配当金	62
	4 契約の解約と返戻金	63
	5 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ	64
	6 ご契約者をはじめとした関係者の保護	65
生命保険と税金	1 生命保険料控除	66
	2 保険金の税法上の取り扱い	67
個人情報および 制度の案内	1 個人情報の取り扱い	68
	2 取引時確認に関するお願い	68
	3 FATCAに関するお願い	69
	4 AEOLに関するお願い	69
	5 他の生命保険会社などとの 保険契約などに関する情報の共同利用 1. 契約内容登録制度／契約内容照会制度	70
	2. 支払査定時照会制度	71
6 生命保険契約者保護機構	73	
身体部位の名称		237
約款部分		
普通保険約款	○普通養老保険普通保険約款	76
	○特別養老保険普通保険約款	104
特約条項	○無配当災害特約条項	131
	○無配当傷害医療特約条項	161
	○無配当総合医療特約条項	189
特則条項	○指定代理請求特則条項	221
	○責任開始の日を指定する場合の特則条項	225
	○口座払込みに関する特則条項	226
	○団体払込みに関する特則条項	228
	○集金払込みに関する特則条項	234